

# 明大通りの整備に関する警視庁との協議経緯について

予算・決算特別委員会  
追加資料 ●

回数	日付	場所	宛先	内容
1	H25.6月下旬	神田署	神田警察署交通課	測量・交通量調査の実施等
2	H25.11月中旬	神田署	神田警察署交通課	計画案の検討(全体)
3	H25.11.25	本富士署	本富士署交通課	計画案の検討(全体)
4	H25.12.2	本富士署	本富士署交通課	お茶の水交差点現地立会い
5	H25.12.10	本富士署	本富士署交通課	計画修正案の検討(お茶の水橋上面)
6	H25.12.24	神田署	神田警察署交通課	本富士署協議による修正案の検討
7	H26.1.20	警視庁本部	警視庁交通規制課	修正案の再整理
8	H27.1.15	神田署	神田警察署交通課	歩道拡幅計画の確認
9	H27.3.4	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(全体)
10	H27.7.15	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(全体)
11	H27.8.3	警視庁本部	警視庁交通規制課、神田警察署交通課	詳細部の検討(全体)
12	H27.9.2	警視庁本部	警視庁交通規制課、神田警察署交通課	詳細部の検討(全体)
13	H27.10.8	警視庁本部	警視庁交通規制課、交通管制課、神田警察署交通課	修正内容の検討
14	H27.10.20	本富士署	本富士署交通課	詳細部の検討(お茶の水橋上面)
15	H27.11.11	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(お茶の水橋上面)
16	H27.11.16	警視庁本部	警視庁交通規制課、神田警察署交通課、本富士警察署交通課	現地実査
17	H27.12.15	警視庁本部	警視庁交通規制課、神田警察署交通課	実査後の修正
18	H28.1.14	警視庁本部	警視庁交通管制課	詳細部の検討(御茶ノ水駅前交差点)
19	H28.1.26	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(御茶ノ水駅前交差点)
20	H28.2.3	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(御茶ノ水駅前交差点)
21	H28.2.8	警視庁本部	警視庁交通管制課	詳細部の検討(御茶ノ水駅前交差点)
22	H28.3.1	警視庁本部	警視庁交通管制課、神田警察署交通課	現地実査(信号機等)
23	H28.5.25	神田署	神田警察署交通課	詳細部の検討(全体)
24	H28.5.31	警視庁本部	警視庁交通規制課	前回案の修正(全体)
25	H28.6.6	神田署	神田警察署交通課	協議結果の確認(内容確定)
26	H28.6.6	警視庁本部	警視庁交通規制課、交通管制課、神田警察署交通課	信号機に関する調整
27	H28.6.17	警視庁本部	警視庁交通管制課、神田警察署交通課	信号機に関する現地実査
28	H28.6.22	警視庁本部	捜査支援分析センター	交通管制関係協議
29	H28.6.23	警視庁本部	警視庁交通規制課、交通管制課	信号機に関する実査後の調整
30	H28.6.24	神田署	神田警察署交通課	協議内容の確定手続き(神田署)
31	H28.6.24	本富士署	本富士警察署交通課	協議内容の確定手続き(本富士署)
32	H28.6.29	神田署	神田警察署交通課	信号機移設手続き
33	H28.8.5	神田署	神田警察署交通課	手続きの完了確認(神田署)
34	H28.8.8	本富士署	本富士警察署交通課	手続きの完了確認(本富士署)

明大通り設計に関する打合せメモ (神田警察署)

平成 25 年 12 月 24 日 (火) 10 時 00 分～10 時 30 分

千代田区道路公園課 青田係長、石川主事

神田警察署交通課 [REDACTED] 警部補

◆明大通りの計画案についての協議を行った。

千代田区)

本富士署との協議により、お茶の水橋上の交差点幅員は 3.0m とし、タクシー待機スペースを 2 台程度削り緩やかなゼブラゾーンとすることで、了承を得た。

神田署)

- ・駿河台下交差点付近のバス停については、再開発事業との協議で、交差点から若干離れた位置に修正となったため、計画図と整合性をとること。
- ・日大新病院の出入口部は、協議が済んでいるため図面に反映すること。
- ・駿河台交差点の自転車横断帯は、現在横断歩道となっているので、現況図を修正すること。
- ・上記修正した図面を後日提出すること。  
→千代田区) 承知した。

## 明大通り設計に関する打合せメモ

◆平成27年4月9日(木) 14:00~14:45

千代田区 道路公園課 長田係長、渡辺主任

警視庁神田警察署 交通課交通規制係 [REDACTED]係長

### ◆人事異動に伴う担当変更の挨拶

千代田：寄田係長、担当の石川主事から、長田係長、渡辺主任に変更した。

神田署：了解。明大通りについては、これまでの協議経緯を良く確認のうえを進めること。

なお、本部の交通規制課担当も変更になったため、明大通りの協議経緯等については、神田署から説明しておく。

現時点の想定では、これまでの協議内容をまとめた線形協議書を提出してもらうことになると思うが、小川町の開発の進捗等により、途中で変更して再提出するなども有り得る。

ただし、小川町開発部分にある都バス停については、本部の開発担当も気にしているようなので、取扱いについて検討する。

明大通り設計に関する打合せメモ

◆平成27年4月14日(火) 16:00~17:00

千代田区 道路公園課 長田係長、渡辺主任

神田地域まちづくり課 鈴木係長

開発事業者：(株)松田平田設計

(株)フェニックスリサーチ

(株)都市交通企画

◆開発事業区域にある都バス停について

事業者：小川町で再開発の検討を進めており、平成28年1月~2月に都市計画決定をする方向で考えており、警視庁との協議を進めてきたが、3/12に都バスと事業者が呼ばれ、協議中のバス停位置については交差点内にあるため移転すべきであるという旨の指示を受けた。事業者としては、都バスに移転を検討してもらうよう調整を重ねていく予定だが、現在の位置で納得している地権者等もいるので、地権者等に対して移転すること自体の調整を進めるとともに、新たに移転先になりうる明大に対し、新たに調整しなければならないと考えている。なお、バス停の位置が決着しないと開発を行う上での警視庁協議書が提出できないので、明大通り全体の歩道拡幅を計画している千代田区で検討してもらいたい。

千代田区：状況は理解した。明大通りの歩道拡幅について、警視庁と調整を重ねた結果、概ね了解を得ており、今後協議書を提出する予定である。協議書提出後に位置の変更等があれば、その時に警視庁と相談をすることとなる。なお、警視庁から依頼があったのは都バスと開発事業者なので、そちらで検討されるのが筋なのではないかと考えるが、内部で検討する。

## 明大通り設計に関する打合せメモ（神田警察署）

平成 27 年 5 月 12 日（火）11 時 00 分～12 時 00 分

千代田区道路公園課 長田係長、渡辺主任

神田警察署交通課交通規制係 警部補 ■■■ 氏

◆明大通りに所在する東京都所管バス停位置について、警視庁交通規制課先行交通対策係からの指摘（交差点内にバス停を設けることはできない）により、既存位置から移設する必要が生じた。

移設先についての検討結果を基に協議を行い、以下の指摘があった。

- ①現況位置より南側は駿河台下交差点から近く、認められない。
- ②千代田通り側は、駿河台下交差点に向かう車両交通量が多いことから認められない。
- ③リパティータワー前は既設位置から 140m 程度離れることになるが、前後のバス停間隔、交差点の位置などから、望ましいと考える。また、今回提案を受けた案以外にはないものとする。
- ④道路法第 95 条の 2 に基づく線形協議においても、③を踏まえた協議図により本部（警視庁交通規制課安全施設係）と協議を行うこととする。

※沿道地権者の明治大学については、事前に意向を確認すること。

## 明大通り設計に関する打合せメモ（明治大学）

平成 27 年 5 月 29 日（金）13 時 30 分～14 時 30 分

明治大学

千代田区道路公園課 千賀課長、長田係長、渡辺主任

神田地域まちづくり課 笛木課長、西村係長、鈴木係長

◆明大通りに所在する東京都所管バス停位置について、警視庁からの指摘（交差点内にバス停を設けることはできない）により、既存位置から移設する必要が生じた。

検討（警視庁への協議を含む）した結果、明治大学前に移設する方向でまとまってきたので、沿道地権者の明治大学に確認するものである。

以下、明治大学の見解

①警視庁との協議により、バス停位置が交差点内に含まれ、移設しなければならないことは理解した。

②バス停が新設される場所については、現在の幅員からほとんど拡張できないことになるが、学校敷地の公開空地があり、歩行に大きな支障はないと考える。

※低木植栽を撤去する（ゴミ投棄の問題を解消）ことにより、なるべく歩行空間を確保する。

③オープンキャンパスなどで大型バスが付近に停まる可能性もあるが、工夫することによって対処できる可能性がある。

④学内で検討し、後日回答する。

→後日、笛木課長宛に「移設位置について問題ない旨」連絡あり。

## 明大通りバス停に関する打合せメモ（東京都）

平成27年6月30日（火）14時00分～15時00分

東京都交通局自動車部計画課バス施設向上係 伊藤 氏

東京都交通局自動車部計画課計画調整係 濱口 氏

千代田区道路公園課 長田係長、渡辺主任

神田地域まちづくり課 鈴木係長

◆明大通りに所在する東京都所管バス停位置について、警視庁からの指摘事項を基に協議を行った。

※神田小川町三丁目市街地再開発事業により、開発事業者（千代田区及び東京都）と警視庁交通規制課先行交通対策係とが協議を行った結果、バス停位置を移設する方向で検討することとなった。その中で、開発前に当該道路（明大通り）について本区において整備を行う計画があり、道路線形の改変を行うことから、道路法第95条2に基づく線形協議を行っている。その線形協議の項目にバス停位置を入れる必要があることから、事前に東京都交通局に対し調整を行うものである。

以下、東京都の見解

- ①警視庁との協議により、バス停位置が交差点内に含まれ、移設しなければならないことは理解している。（警視庁指導により安全な場所に移設することとなった。）
- ②道路管理者による整備工事により移設が必要であるということになるので、道路工事による支障移設ということになる。（HPや広報にのらないレベル）
- ③移設先の明治大学に対し、了解をもらってほしい。（すでに了解をもらっている。）
- ④地域への工事説明時（工事PR資料配布時）にバス停が移設することを掲載してほしい。
- ⑤神田駿河台地域まちづくり協議会でも伝えてほしい。
- ⑥電気の引込み工事関し、新設の場合は6か月程度かかるが、今回については、明大Ⅱ期工事の業者が決まり、工程がわかってから連絡をもらえれば足りる。  
（既存のバス停には、移設する1～2週間程度前に、移設する旨の掲示をすることになる予定。）

## 明大通り設計に関する打合せメモ

平成27年7月15日(水) 10時30分～11時15分

千代田区道路公園課 長田係長、渡辺主任

神田警察署交通課交通規制係 警部補 [REDACTED]

### ◆明大通り 警視庁協議結果について

神田警察署交通課交通規制係 [REDACTED]氏より警視庁交通規制課安全施設係の [REDACTED]主任との協議結果について回答を得た。

神田署)

警視庁交通規制課安全施設係の [REDACTED]主任と協議を行い、以下指示があった。

- ① 停車帯 2.5m + 車線 3.0m の幅員の場合、2台併走する可能性も考えられるため、停車帯を 2.0m としセンターにゼブラ帯を設けること。
- ② お茶の水橋は、歩道拡幅により車道幅員が減少するため新たに転回禁止の規制をかけることとする。よって、転回禁止の路面標示を上下線に追加すること。
- ③ 2車線から1車線への減少は、お茶の水橋寄りでは危険を伴うため、杏雲堂病院前で車線の絞り込みを行うこと。
- ④ バス停前の歩道幅員に余裕があるので、バスベイの切欠き計上を現計画よりも深くすること。

協議図を修正の上、 [REDACTED]主任と協議を行うこと。

千代田区)

協議図を修正し、提出する。



### 1-3. 本構想の位置づけ

本構想は、「神田駿河台地域整備基本計画策定報告書」（平成7年3月）の検討経緯や考え方をふまえて、「千代田区都市計画マスタープラン」（平成10年3月）、「千代田区まちづくりグランドデザイン」（平成15年5月）をベースに、社会経済状況の変化や周辺地域を含む開発動向を考慮し、まちの将来像とまちづくりの課題、整備の対応などを示すもので、住民、企業、行政など地域の全ての主体が共有する基本的な考え方を集約したものである。

### 1-4. 基本構想の対象区域

本構想の対象区域は、神田駿河台1～4丁目の全域及び猿楽町1・2丁目の各一部を含む約27haの地域とする。

このほか、淡路町のまちづくりや、靖国通り沿道のスポーツ用品店街等のまちづくりとの連携・協調に留意する。

